

**衣浦衛生組合における女性活躍推進法に関する
特定事業主行動計画**

令和3年4月改定

衣浦衛生組合管理者

衣浦衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

令和 3 年 4 月 1 日

衣浦衛生組合管理者

衣浦衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、衣浦衛生組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、庶務課庶務係を担当部局とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた本組合における問題点

- (1) 職員数がそもそも少なく、正規職員の新規採用についても今後行う予定はない。
- (2) 現在の女性職員の約 9 割が会計年度任用職員である。
- (3) 管理職数（ポスト数）が少なく、年齢的にも女性を管理職に置くことが困難である。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組内容・実施時期

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基

づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、取組みを実施する。

目標

令和7年度までに、女性職員を採用し、職員全体における女性割合を令和2年度の実績(29.0%)より5%以上引上げ、34%以上にする。

<取組内容>

- ・職員募集の際、女性採用に向けて積極的な取組みを行う。

衣浦衛生組合における女性活躍推進法に関する特定事業主行動計画

衣浦衛生組合庶務課庶務係

〒447-0067 碧南市広見町1丁目1番地1

電話0566(41)3479